

## 日本国際教育学会学会賞・奨励賞 募集要項

### <学会賞・奨励賞の趣旨>

日本国際教育学会では、国際教育学のさらなる発展のため、日本国際教育学会学会賞・日本国際教育学会奨励賞を制定し、優れた研究業績の表彰を行います。学会賞は国際教育学の顕著な研究業績に、奨励賞は学会賞に準ずる賞として、国際教育学の発展に寄与することが期待される萌芽的な研究業績に授与されます。賞の授与は、会員 1 人につき、著書と論文のそれぞれ 1 回を限度とします。会員の皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

### <選考と表彰>

賞の選考は 2 年間を単位とし、選考委員会によって選考されます。著書と論文の受賞点数は、2 年間で合わせて 2 点ないし 3 点程度です。受賞作品は、2018 年 9 月開催予定の日本国際教育学会第 29 回研究大会総会で表彰します。

### <応募要項>

1. 対象作品：2015 年 8 月 1 日から 2017 年 7 月 31 日までに刊行された日本国際教育学会紀要『国際教育』掲載論文及び国内外で刊行された本学会員の単著書
2. 応募要領：応募は会員による自薦・他薦によるものとする。自薦・他薦ともに「日本国際教育学会学会賞応募票」に必要事項を記入し、当該著書 2 部または論文 2 部とともに提出すること。会員が自薦・他薦できる研究業績は、会員 1 人当たり合わせて 1 点とする。
3. 締め切り：2017 年 9 月 30 日（必着）
4. 送付先：  
〒192-0395 東京都八王子市大塚 359 帝京大学外国語学部  
日本国際教育学会 学会賞選考委員会  
委員長 江原 裕美 宛
5. 問い合わせ先：  
日本国際教育学会事務局 jies\_jimukyoku[at]jies.gr.jp （[at]を@に変えてください）

## 【参考】学会賞・奨励賞の選考に関する規則

2012年9月29日発効

2016年9月10日改正

### 第1条 学会賞の名称

学会賞の名称を「日本国際教育学会学会賞・日本国際教育学会奨励賞」（以下、賞）とする。

### 第2条 賞の対象

- 1) 学会賞は、本会の会員が発表した国際教育学の顕著な研究業績で、会員から自薦・他薦のあった論文と著作を対象とする。
- 2) 奨励賞は、1) に準じ、かつ国際教育学の発展に寄与することが期待される萌芽的な研究業績で、会員から自薦・他薦のあった論文と著作を対象とする。
- 3) 会員が自薦・他薦できる研究業績は、会員1人当たり合わせて1点とする。
- 4) 自薦・他薦の対象となる研究業績は、日本国際教育学会紀要『国際教育』に掲載された論文及び国内外において刊行された日本国際教育学会員の研究著書とする。

### 第3条 賞の選考

- 1) 賞の選考は、日本国際教育学会学会賞選考委員会（以下、選考委員会）が行い、選考結果を会長に報告する。
- 2) 賞の選考は、2年間で単位とし、この間に発表されたものとする。
- 3) 自薦・他薦の方法及び選考方法については選考委員会が別に定める。

### 第4条 選考委員会

- 1) 選考委員会は委員長、委員4名（副委員長を含む）の5人から構成する。ただし、対象論文と著作の内容によっては、選考委員（査読委員）を追加することができる。
- 2) 委員長は常任理事の中から、また、委員及び幹事は正会員の中から会長が指名し、それぞれ理事会の議を経て委嘱する。副委員長は選考委員の中から互選する。委員のうち1人は紀要編集委員の中から選任する。
- 3) 選考委員会の委員の任期はいずれも2学会年度とする。

### 第5条 受賞点数

論文と著作の受賞点数は、2年間で合わせて2点ないし3点程度とする。

### 第6条 賞の授与

- 1) 賞の授与は、会員1人につき論文と著作のそれぞれについて1回を限度とする。
- 2) 賞の授与は、年次大会総会において行う。
- 3) 賞の授与は、表彰のみとする。

### 第7条 選考委員会への委任

この規則に定めるものの他、必要な事項は選考委員会が決定する。

### 第8条 規則の改定

本規則の改正については、理事会の議を経て総会の承認を得るものとする。

附則1 本規則は2012年9月29日より施行する。

附則2 本改正案は2016年9月10日開催の総会終了後より施行する。